

青森市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

青森市立高等看護学院の受験手数料、入学金及び授業料は、昭和 47 年開学以降、改定されておらず、授業料等の収入と運営経費の差が拡大しており、また、同様の運営形態をとる他の定時制看護師養成所と比較すると低すぎる現状にある。

市では「青森市行財政改革プラン（2019～2023）」において、「持続可能な財政運営」を一つの柱と掲げ、そのなかで、「受益者負担の適正化」に取り組んでいくこととしている。

受益者負担の適正化、他の定時制看護師養成所との均衡の観点から、青森市高等看護学院の受験手数料、入学金及び授業料を改定することにより、経営基盤の強化を図る。

また、授業料の改定にあたり、災害による被災等により授業料の負担が困難なことも想定されることから、授業料の減免について新設する。

なお、改定による負担を緩和するため、授業料は段階的に引き上げることとする。

2 改正内容

- (1) 青森市立高等看護学院条例第 7 条に定める「受験手数料、入学金及び授業料」について、以下のとおり改定する。

項 目	改定案	現行	適用年度
受験手数料	5,000円	500円	令和4年度入学試験から適用
入 学 金	5,000円	1,000円	令和4年度入学試験の合格者から適用
授 業 料 (月 額)	10,000円	3,000円	激変緩和措置として段階的に引き上げる。 令和4年度入学生 5,000円 令和5年度入学生 7,000円 令和6年度入学生 10,000円

- (2) 青森市立高等看護学院条例に、以下のとおり「授業料の減免」規定を新設する。

「第 8 条 市長は特別の理由があると認めるときは、前条第 3 項に規定する授業料を減免することができる。」

3 施行期日

- ・ 受験手数料及び入学金の規定 令和 3 年 4 月 1 日
- ・ 授業料及び授業料の減免の規定 令和 4 年 4 月 1 日